

# 市・道民税と 所得税の 申告をしましょう

【問合せ・ご相談】市税係 ☎32-2219

市・道民税の申告は  
生活に直結します

今年も市・道民税と所得税の申告の時期となりました。例年どおり、市役所コミュニティセンターと東公民館で受け付けます。

市・道民税の申告によって、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定されますので、申告されないことにより税や保険料が高くなったり、医療費の助成が受けられなくなったりする場合があります。必ず市役所または東公民館で申告をしてください。

**新** マイナンバーの記載  
提示が必要です

平成28年分の申告から、申告書へのマイナンバーの記載が義務づけられています。それに伴い、マイナンバーが確認できるものを申告する担当者に提示しなければなりません。

**新** 代理申告では  
委任状が必要です

前回までとは異なり、代理の方が申告をする場合は委任状が必要です。また、申告者だけでなく、代理の方のマイナンバーも確認させていただきます。

受付時間	期 日	指 定 地 域	会 場
午前の部 8:30～11:30 午後の部 13:00～16:00 <b>【注】8:30前、及び11:30から13:00までの時間帯は受け付けできません。</b> ご了承ください。	2月13日(月)	収入のない方	市コミュニティセンター (市役所併設)
	2月14日(火)	障害年金を受給されている方 遺族年金を受給されている方	
2月15日(水)			
2月16日(木)	錦町、本町		
2月17日(金)	大町、東大町、日の出町		
2月19日(日)	市内全域 ※日曜受付		
2月20日(月)	泉町、美園町		
2月21日(火)	桜木町、豊丘町、字豊里		
2月22日(水)	住友地区、赤間地区、東豊里町、西豊里町		
2月23日(木)	若木町南、若木町北		
2月24日(金)	若木町東、若木町西		
2月26日(日)	市内全域 ※日曜受付	東公民館 (茂尻支所)	
2月27日(月)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町		
2月28日(火)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町		
3月1日(水)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町		
3月2日(木)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町		
3月3日(金)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町		
3月6日(月)	宮下町		
3月7日(火)	昭和町、幸町	市コミュニティセンター (市役所併設)	
3月8日(水)	豊栄町		
3月9日(木)	幌岡町、共和町、住吉町		
3月10日(金)	東文京町、西文京町		
3月13日(月)	北文京町		
3月14日(火)	市内全域		
3月15日(水)			

**指定地域**

- ◆ 混雑をさけるため、なるべく指定する期日に申告してください。
- ◆ 東公民館での相談日(2月26日(日)～3月3日(金))は市役所での受け付けはできません。

**日曜受付**

- ◆ 期日・場所  
2月19日(日) 市コミセン  
2月26日(日) 東公民館 (茂尻支所)
- ◆ 受付時間  
午前の部 8:30～11:30  
午後の部 13:00～16:00

# 今回からマイナンバーの記載、提示が必要です!!

## 申告が必要な方

- 事業をされている方(報酬のある方)、農業を営んでいる方
- 年金、恩給などを受けている方
- 配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保健の満期など)、雑収入(その他)などがある方(それぞれが少額であっても申告しなければなりません。)
- 平成28年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で平成28年12月31日までに退職した方、2力所以上で勤務していたことなどで年末調整ができなかった方
- 所得がない場合で、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 児童扶養手当を受給されている方
- 重度心身障がい者医療ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- 公的年金収入が400万円以下で公的年金など以外の所得が20万円以下の方(所得税の確定申告は不要ですが、扶養控除や医療費控除などは申告によって受けられるため、申告され

ないと市・道民税が高く計算される場合があります。)

※ただし、滝川税務署や郵送、またはe-taxなどで確定申告された方は市役所での申告は不要です。



## 申告にあたってのお願い

- 例年と同じく、混雑のため待ち時間が長くなると予想されます。そのための申告がある方は直接滝川税務署へお願いします。
- 不動産譲渡所得(土地・建物の売買)
- 配当所得(株の配当など)
- 株式譲渡所得(株の取引)
- 住宅借入金特別控除(初年度の申告)
- 確定申告会場内でのコピーは行いません。申告時の添付書類が必要であれば、事前にコピーしてから申告してください。

## 持参するもの



- ◎ マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード)
- ◎ 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など)
- ◎ 印鑑(所得税の納税で口座振替を希望するときはその銀行印)
- 給与、年金、報酬のある方は、平成28年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 営業収入、不動産収入がある方は、売り上げ及び必要経費に関する資料
- 平成28年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療費の領収書、障害者手帳(心身・療育・精神)
- 預金口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

## 医療費の申告

申告者本人やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、医療費控除として所得から差し引くことができます。この控除は会社などで行う年末調整では行えないため、必ず申告しなければなりません。



- 【医療費控除に必要な書類】
- 医療費を支払った領収書(受診された方ごと、かつ支払い先ごとに分けて計算して合計額を明確にしてください。コピーの提出不可、健康保険組合などから送られる「医療費のお知らせ」も使用できません。)
- 通院費がわかるメモなど(公共交通機関利用分のみ。通院費、片道料金などを整理してご相談ください。ただし、医師の指示でタクシーなどを利用した場合は領収書が必要です。)

## 寄附金控除

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日〜12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市道民税の申告が必要となります。

## 復興特別所得税

平成49年までの各年分について、復興特別所得税を所得税とあわせて申告・納付することとされています。税率は2.1%です。

## 記帳・帳簿等の保存制度

事業所得、不動産所得、山林所得があるすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています。この保存制度は、所得税の申告が必要ない方も対象となります。